

## 寝屋川市毒物劇物販売業登録の審査基準

### 1 目的

この基準は、毒物及び劇物取締法等に基づいて毒物劇物販売業の登録等に係る審査基準について定め、毒物劇物販売業の登録事務における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の権利、利益の保護に資することを目的とする。

### 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 法令の定め 法律、政令、省令に定められた事項
- (2) 審査基準 行政手続法（平成5年11月12日 法律第88号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。

### 3 審査基準

毒物劇物販売業（別紙）

（凡例）

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第○条・・・・・・・・・・法第○条

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第○条・・・・・・・・令第○条

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第○条・・・・・・・・則第○条

### 4 その他

法令改正の際、改正法等の内容に合わせて、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

### 5 附則

この基準は平成31年4月1日から施行する。

この基準は令和2年9月28日から施行する。

この基準は令和7年3月28日から施行する。

この基準は令和8年4月30日から施行する。

### 3 毒物劇物販売業審査基準

別紙

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	4	3	(登録の更新申請) 販売業の登録は、6年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。	
法	4-2		(販売業の登録の種類) 毒物又は劇物の販売業の登録を分けて、次のとおりとする。 1 一般販売業の登録 2 農業用品目販売業の登録 3 特定品目販売業の登録	1 店舗とは、事務室及び貯蔵設備をいう。 2 毒物又は劇物を直接取扱わない販売業（以下「オーダー販売業」という。）にあつては、毒物劇物を貯蔵、陳列する場所は不要である。 オーダー販売業は、一時的にしる店舗に、毒物又は劇物を貯蔵陳列すること及び運搬すること、運送の手配をしないこと。 サンプルについても、同様とする。
法	4-3	1	(販売品目の制限) 1 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。	
		2	2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。	
法	5		(登録基準) 市長は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第19条第2項若しくは第4項の規定により登録を取り消され、取消しの日から起算して2年を経過していないものであるときは、第4条第1項の登録をしてはならない。	
法	11	1	<b>1 構造設備</b> 1 (毒物又は劇物の取扱) 毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	1 貯蔵設備等の基準は次のとおりとする。 (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
		2	2 毒物劇物販売業者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその店舗の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。 (3) ガラス面を使用する貯蔵設備等の場合は、強化ガラス等の堅固なものであること。

種別	条	項	法令の定め	審査基準
則	4-4	2	<p>2 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。</p> <p>ロ 毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。</p> <p>ハ 貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれのないものであること。</p> <p>ニ 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りでない。</p> <p>ホ 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。</p> <p>3 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。</p> <p>4 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。</p> <p>(毒物又は劇物の表示)</p> <p>毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。</p>	<p>(4) 分置倉庫の設置場所は、保管管理に支障がなく、大阪府内にあること。</p> <p>(5) 薬局等が兼営事業として毒物劇物販売業を取得している場合、毒物劇物保管設備は次のとおりとする。</p> <p>ア 薬局：調剤室以外の店舗内に設置すること。</p> <p>イ 店舗販売業：店舗内に設置すること。</p> <p>ウ 卸売販売業：店舗内に設置すること。</p> <p>〈(1)と(2)の参考通知〉 毒物及び劇物の保管管理について (昭和52年3月26日付け薬発第313号通知)</p> <p>1 固体以外のものをタンク貯蔵所等で貯蔵する場合は、次の基準を満たすこと</p> <p>(1) 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その1 (固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準) について (昭和52年10月20日薬発第1175号) 改正 (昭和60年4月5日薬発第377号)</p> <p>(2) 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その2 (固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所等の基準) 及びその3 (固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準) について (昭和56年5月20日薬発第480号) 改正 (昭和60年4月5日薬発第377号)</p>
法	12	3	<p>2 人的要件 (毒物劇物取扱責任者) 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇</p>	<p>オーダー販売業にあつては、毒物劇物取扱責任者の設置を不要とする。</p>



種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	8	2	<p>(毒物劇物取扱責任者の資格)</p> <p>次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 18歳未満の者</li> <li>2 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> </ol>	<p>学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）、生体高分子学、生体有機化学等 有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等</p> <p>(2) 高等専門学校 学校教育法第115条に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者。 ただし、学科名により判断できない場合には、(1)のオを準用し、化学に関する科目を28単位以上修得していること。</p> <p>(3) 専門課程を置く専修学校（専門学校） 学校教育法第124条に規定する専修学校のうち同法第126条第2項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。（化学に関する科目は(1)のオを準用）</p> <p>(4) 高等学校 学校教育法第50条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）第2条第3項に規定する実業高校を含む。）において応用化学に関する学課を修了した者については、25単位以上の化学に関する科目を修得していること。（化学に関する科目は(1)のオを準用）</p> <p>(5) 大学院 学校教育法第97条に規定する大学院で応用化学に関する研究科を修了した者。 応用化学に関する研究科への該当性の判断においては(1)のア～オを準用する。なお、(1)のオを準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない。</p> <p>〈参考通知〉 毒物劇物取扱責任者の資格の確認について （平成14年1月11日付け医薬化発第0111001号通知） 毒物劇物取扱責任者の資格要件について （令和6年5月30日付け医薬薬審発0530第1号通知） 「毒物及び劇物取締法Q&amp;A」の更新について （令和8年1月27日付け事務連絡）</p>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
則	6-2		<p>3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>4 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(法第8条第2項第2号の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第4条の7の規定は、法第8条第2項第2号の厚生労働省令で定める者について準用する。この場合において、「特定毒物研究者」とあるのは、「毒物劇物取扱責任者」と読み替えるものとする。</p>	
則	4-7		<p>(法第6条の2第3項第1号の厚生労働省令で定める者)</p> <p>法第6条の2第3項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	
法	8	4	<p>(毒物劇物取扱責任者の資格)</p> <p>農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、それぞれ第4条の3第1項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは農業用品目販売業の店舗又は同条第2項の厚生労働省令で定める毒物若しくは劇物のみを取り扱う輸入業の営業所若しくは特定品目販売業の店舗においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。</p>	
令	36-5	2	<p>(厚生労働省令で定める者に係る保健衛生上の危害の防止のための措置)</p> <p>毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者として厚生労働省令で定める者を置くときは、当該毒物劇物取扱責任者がその製造所、営業所又は店舗において毒物又は劇物による保健衛生上の危害を確実に防止するために必要な設備の設置、補助者の配置その他の措置を講じなければならない。</p>	